### 期日前投票・不在者投票制度のご利用を

期日前投票・不在者投票制度は、投票日当日に投票所で投票できないと見込まれる人が対象です。

- 投票区を問わず、仕事や冠婚葬祭等がある人●天災または悪天候により、投票所に到達することが困難な人
- レジャーや買い物、または旅行等のため、投票区域外にいる人病気や妊娠等のため、歩行が困難な人

### 期日前投票

期日前投票期間中に、裏面の宣誓書を記入した入場整理券を期日前投票所へ持参し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、投票箱に投函してください。

なお、期日前投票をする旨の宣誓書は期日前投票所にも設置しています。

- ·市役所別館1階 正面玄関左側会議室 8/29月~9/3出8:30~20:00
- ※駐車場の台数が限られていますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。 特に、最終日の9/3出は混雑が予想されます。
- ·フレンドマート交野店 正面玄関入口奥 9/1 (州~3 出9:00~20:00



## 不在者投票

不在者投票には、交野市以外の市町村での投票、不在者投票のできる施設での投票、郵便等による投票の3種類があります。

投票期間 8/29 (月)~ 9/3 (土)

## 出張・滞在先の他市町村で投票する

不在者投票をする旨の宣誓書・請求書を用意し、市選挙管理委員会あてに、投票用紙等を請求してください。宣誓書・請求書を受け取り次第、投票用紙等を送付しますので、滞在先の選挙管理委員会で投票してください。

※滞在先の市町村で選挙が行われて いない場合は、市役所等の開庁時 間のみ投票ができます。

### 不在者投票のできる施設等で投票する

現在、入院(入所)中の施設が不在者投票のできる施設に指定されている場合は、施設に申し出ることで、不在者投票ができます。 《不在者投票のできる市内の施設》令和4年8月現在

病院 交野病院、星田南病院、介護老人保健施設逢々館かた の、介護老人保健施設青山

老人ホーム きんもくせい特別養護老人ホーム、ケアハウスきんもくせい、特別養護老人ホーム明星、特別養護老人ホーム天の川明星、軽費老人ホーム明星、そんぽの家交野駅前、ベストライフ交野、特別養護老人ホーム美来、特別養護老人ホーム美来(老人短期入所施設)、特別養護老人ホームあおやま、特別養護老人ホームあおやま、特別養護老人ホームあおやまで

その他 交野自立センター、交野女子学院

### 宣誓書・請求書のダウンロード

期日前投票・不在者投票の宣誓書・請求書は、市ホームページからダウンロードできます。



# 各投票区と 投票所案内図











### 郵便等投票制度

下記のA、B、Cのいずれかにあてはまる人は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。

- A 身体障がい者手帳を持ち、
- ①両下肢、体幹、移動機能の障がいが1級または2級の人
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の人
- ③免疫もしくは肝臓の障がいが1級~3級の人
- B戦傷病者手帳を持ち、
  - ①両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症の人
  - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症の人
- C 介護保険の被保険者証の要介護状態区分の記載が「要介護5」の人
- ※郵便等投票ができる人で、上肢・視覚の障がいが、身体障がい者手帳に「1級」とある人、または戦傷病者手帳に「特別項症、第1項症、第2項症」と記載されている人は、投票を代理記載する人を指定して代理投票ができます。
- 手続き あらかじめ郵便等投票の申請が必要です。身体障がい者手帳、または介護保険被保険者証等を提示し、選挙管理委員会あての書面で申請してください。該当される場合は、「郵便等投票証明書」を交付します。既に証明書を持っている人も、有効期限が切れている場合は改めて申請手続きが必要です。 選挙執行が近づき次第、選挙管理委員会から投票用紙の請求書等を送付しますので、投票用紙を請求のうえ、自宅等で投票し郵送してください。

# > 特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症のため、宿泊・自宅療養等をし、一定の要件に該当する人は郵便等で投票を 行うことが可能となります。

※濃厚接触者はこの制度の対象ではありません。

特例郵便等投票についての詳細は市ホームページをご確認ください。

特例郵便等投票を希望する人は選挙管理委員会事務局までご相談ください。

## してはいけない選挙運動

選挙運動のできる期間は、立候補の届け出をした日から投票日前日までです。選挙運動には各種のルールがあり、選挙運動関係者だけでなく、有権者もこのルールを守らなければなりません。

### **戸別訪問**

各戸を訪問して投票を依頼することはできません。

## 飲食物の提供

飲食物を陣中見舞い等といって選挙事務所等に差し入れすることはできません。















8